

# ケアセンター さーくる 指定居宅介護支援事業者運営規定

NPO法人アドバンス

## (事業の目的)

第1条 NPO法人アドバンスが開設する指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員(以下「介護支援専門員」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 2 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。
  - 3 当事業所は、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアセンター さーくる
- 二 所在地 埼玉県吉川市中島1丁目397番1号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職種内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (常勤兼務)  
管理者は従業者及び利用の申込みに係る調整など業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。
- 2 当事業所は次のとおり介護支援専門員を設置する。
  - 一 介護支援専門員 1名(常勤兼務)
  - 二 介護支援専門員は利用者からの相談を受ける
  - 三 介護支援専門員は居宅サービスの作成、変更を行う
  - 四 介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う

( 営業日及び営業時間 )

第 5 条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日は月曜日から金曜日までとする。但し、土曜、日曜、及び祝日並びに 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを休業とする。
- 二 営業時間は通常時間として 9 時から 1 8 時とする。

( サービス提供方法及び内容 )

第 6 条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は当事業所の相談室とする。
- 二 使用する課題分析票の種類は T A I 方式とする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は当事務所の相談室とする。
- 四 利用者への訪問頻度は最低 1 ヶ月に 1 回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

( 利用料 )

第 7 条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

( その他費用の額 )

第 8 条 次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- 一 通常の事業実施地域を越えた時点から 1 0 k m 未満 5 0 0 円
  - 二 通常の事業実施地域を越えた時点から 1 0 k m 以上 1 0 0 0 円
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名 ( 記名押印 ) を受けることとする。

( 通常の事業実施地域 )

第 9 条 通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

吉川市、越谷市、三郷市、草加市、北葛飾郡松伏町

( 研修の確保 )

第 1 0 条 介護支援専門員等の資質を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2 回

( 秘密の保持 )

第 1 1 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

( その他 )

第 1 2 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は N P O 法人アドバンス代表理事と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 1 7 年 1 1 月 1 日から施行する。